

議事日程(第2号)

平成31年2月27日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第6号 平成31年度対馬市診療所特別会計予算
- 日程第2 議案第7号 平成31年度対馬市国民健康保険特別会計予算
- 日程第3 議案第8号 平成31年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第4 議案第9号 平成31年度対馬市介護保険特別会計予算
- 日程第5 議案第10号 平成31年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算
- 日程第6 議案第11号 平成31年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算
- 日程第7 議案第12号 平成31年度対馬市水道事業会計予算
- 日程第8 議案第13号 対馬市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第14号 対馬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第15号 対馬市港湾施設管理条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第16号 対馬市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第17号 対馬市選挙公報の発行に関する条例
- 日程第13 議案第18号 対馬市奨学資金基金条例
- 日程第14 議案第19号 対馬市教育支援センター設置条例
- 日程第15 議案第20号 新市建設計画の変更について
- 日程第16 同意第1号 対馬市教育長の任命について
- 日程第17 同意第2号 対馬市教育委員会委員の任命について
- 日程第18 同意第3号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第19 同意第4号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第20 同意第5号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第21 同意第6号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第22 同意第7号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第23 同意第8号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第6号 平成31年度対馬市診療所特別会計予算
- 日程第2 議案第7号 平成31年度対馬市国民健康保険特別会計予算
- 日程第3 議案第8号 平成31年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第4 議案第9号 平成31年度対馬市介護保険特別会計予算
- 日程第5 議案第10号 平成31年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算
- 日程第6 議案第11号 平成31年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算
- 日程第7 議案第12号 平成31年度対馬市水道事業会計予算
- 日程第8 議案第13号 対馬市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第14号 対馬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第15号 対馬市港湾施設管理条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第16号 対馬市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第17号 対馬市選挙公報の発行に関する条例
- 日程第13 議案第18号 対馬市奨学資金基金条例
- 日程第14 議案第19号 対馬市教育支援センター設置条例
- 日程第15 議案第20号 新市建設計画の変更について
- 日程第16 同意第1号 対馬市教育長の任命について
- 日程第17 同意第2号 対馬市教育委員会委員の任命について
- 日程第18 同意第3号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第19 同意第4号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第20 同意第5号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第21 同意第6号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第22 同意第7号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第23 同意第8号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について

出席議員（19名）

- | | |
|------------|------------|
| 1 番 坂本 充弘君 | 2 番 伊原 徹君 |
| 3 番 長郷 泰二君 | 4 番 春田 新一君 |

5番 小島 徳重君	6番 吉見 優子君
7番 船越 洋一君	8番 渕上 清君
9番 黒田 昭雄君	10番 小田 昭人君
11番 山本 輝昭君	12番 波田 政和君
13番 齋藤 久光君	14番 初村 久藏君
15番 大浦 孝司君	16番 大部 初幸君
17番 作元 義文君	18番 上野洋次郎君
19番 小川 廣康君	

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長	糸瀬 美也君	次長	阿比留伊勢男君
課長補佐	梅野 浩二君	係長	柚谷 智之君

説明のため出席した者の職氏名

市長	比田勝尚喜君
副市長	桐谷 雅宣君
教育長	永留 和博君
総務部長	有江 正光君
総務課長 (選挙管理委員会事務局書記長)	松井 恵夫君
しまづくり推進部長	阿比留勝也君
観光交流商工部長	俵 輝孝君
市民生活部長	根メ 英夫君
福祉保険部長	松本 政美君
健康づくり推進部長	荒木 静也君
農林水産部長	西村 圭司君
建設部長	小島 和美君
水道局長	大浦 展裕君
教育部長	須川 善美君

中対馬振興部長	平山 祝詞君
上対馬振興部長	園田 俊盛君
美津島行政サービスセンター所長	神宮 喜仁君
峰行政サービスセンター所長	佐伯 正君
上県行政サービスセンター所長	乙成 一也君
消防長	主藤 庄司君
会計管理者	松尾 龍典君
監査委員事務局長	小島 勝也君
農業委員会事務局長	庄司 智文君

午前10時00分開議

○議長（小川 廣康君） おはようございます。配布しております議事日程第2号により、本日の会議を開きます。

日程に入る前に、厚生常任委員長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。厚生常任委員長、齋藤久光君。

○議員（13番 齋藤 久光君） 昨日所管事務調査の報告で欠落した部分がありますので、追加報告をしたいと思いますので、発言を求めたいと思います。

それでは報告いたします。上県町榎滝にありますデイサービスセンター御嶽の里は、平成8年に開設した通所介護型の施設であり、日曜日を定休日として月曜日から土曜日まで開所をしております。施設定員25人に対して1日の平均利用者数は15人であり、14人の職員で対応をしていました。施設の老朽化及び地盤沈下等による雨漏りや浴槽タイルの破損等設備改修が必要な箇所が多いことから、利用者の安全面に十分注意しながら運営しているとの説明がございました。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 申し出のとおり、昨日の委員長報告の発言を訂正をいたします。

日程第1. 議案第6号

日程第2. 議案第7号

日程第3. 議案第8号

日程第4. 議案第9号

○議長（小川 廣康君） それでは、日程第1、議案第6号、平成31年度対馬市診療所特別会計予算から、日程第4、議案第9号、平成31年度対馬市介護保険特別会計予算までの4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康づくり推進部長、荒木静也君。

○健康づくり推進部長（荒木 静也君） ただいま一括議題となりました議案第6号、平成31年度対馬市診療所特別会計予算について、その提案理由と内容を御説明いたします。

予算書は1ページをお願いいたします。平成31年度対馬市診療所特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,403万9,000円とするため、第2項で、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を4ページから5ページにかけての第1表歳入歳出予算によると定めております。

それでは、6ページからの歳入歳出予算事項別明細書により、主なものにつきまして御説明申し上げます。

本年度の予算の状況は、合計欄に記載のとおり4億6,403万9,000円で、対前年度比1,482万5,000円3.1%の減でございます。これは、職員人件費及び対馬病院等からの医師派遣等委託料の減によるものが主な要因でございます。

8ページから9ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。1款診療収入、1項外来収入は、直営診療所の診療収入を対前年度比約1.1%減の2億4,032万円としております。

2款使用料及び手数料、1項手数料は、診断書等手数料の収入見込額を201万円といたしてしております。

3款県支出金、1項県補助金、へき地医療対策費補助金は、実績等を基に1,500万円を計上いたしてしております。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、対前年度比7.8%、1,456万6,000円減の1億7,152万7,000円を計上いたしてしております。

6款諸収入、1項雑入は、予防接種特定健診等収入を対前年度比約10.1%増の3,468万2,000円を計上してしております。

次に、歳出について御説明いたします。予算書は12ページ、13ページをお願いいたします。1款総務費、1項1目一般管理費に3億5,510万6,000円を計上いたしてしております。主なものといたしましては、1節報酬に診療所看護師等嘱託職員報酬4,039万4,000円、8節報償費は、いづはら診療所、豊玉診療所、仁田診療所の医師7名分の嘱託医謝礼1億4,478万6,000円、13節委託料は、診療所等への医師派遣等委託料、施設の保守点検委託料など、2,838万6,000円、19節負担金、補助及び交付金は、公設民営診療所運営等補助金など、1,428万円を計上いたしてしております。

2款医業費、1項医業費は、直営診療所の医業用機器リース代、医薬材料費など、1億893万3,000円を計上いたしてしております。なお、16ページから20ページにかけて、

給与費明細書を掲げておりますので、御参照お願いいたします。

以上、平成31年度診療所特別会計予算の説明を終わります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 福祉保険部長、松本政美君。

○福祉保険部長（松本 政美君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第7号から議案第9号までの3件につきましては、福祉保険部所管でございますので、その提案理由と内容について続けて御説明申し上げます。

まず議案第7号、平成31年度対馬市国民健康保険特別会計予算について説明いたします。3ページをお願いいたします。平成31年度対馬市の国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ44億9,927万5,000円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、4ページ及び5ページの第1表歳入歳出予算によるとするものであります。

第2条で、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、5億3,000万円と定めるものであります。平成31年度は、主に保険給付費の減額により、平成30年度に比べまして全体で約4.07%の減となっております。歳入歳出予算の主な内容について御説明いたします。

まず、歳入でございますが、10ページ、11ページをお願いいたします。

1款1項国民健康保険税は、1目一般被保険者分と2目退職者被保険者等分を合わせまして9億1,288万1,000円を計上いたしております。

12ページ、13ページをお願いいたします。

4款県支出金、2項県補助金は、1目保険給付費等交付金として31億5,160万5,000円、6款繰入金は、1項他会計繰入金として、1目一般会計繰入金は、1節保険基盤安定繰入金、2節職員給与費等繰入金、3節出産育児一時金等繰入金、4節財政安定化支援事業繰入金を合わせまして、3億7,010万9,000円を計上いたしております。2項基金繰入金は、1目財政調整基金繰入金として6,000万円であります。

14ページ、15ページをお願いいたします。

8款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料は、一般被保険者延滞金など合わせて400万2,000円でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。16ページ、17ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費は、主なものといたしまして、1目一般管理費は、12節役務費の通信運搬費、システム手数料、2目連合会負担金は、19節負担金、補助及び交付金、3目医

療費適正化特別対策事業は、1節嘱託職員報酬、また12節役務費のレセプト点検事務共同事業手数料と合わせまして、1款総務費で18ページ上段になりますが、2,717万1,000円を計上いたしております。

18ページ、19ページをお願いいたします。

2項徴税费は、2,006万2,000円の計上でございます。主なものといたしましては、嘱託職員の雇用、納税組合交付金、過誤納還付金などでありまして、3項運営協議会費は、国保運営協議会委員報酬等でございます。

その下、2款保険給付費でございますが、1項療養諸費26億4,984万円、次のページ、20ページになりますが、2項高額療養費4億2,126万3,000円の計上でございますが、それぞれ対象者数の減によりまして予算を減額いたしております。4項1目の出産育児一時金は、60名分2,520万円を計上いたしております。

22ページ、23ページをお願いします。

5項1目葬祭費は、70件を見込んでおりまして、1件当たり2万円の140万円を計上いたしております。

3款国民健康保険事業費納付金は、1項医療給付費分8億6,959万4,000円、2項後期高齢者支援金等分2億9,223万7,000円、3項介護納付金分1億2,161万1,000円を合わせまして12億8,344万2,000円を納付金分として計上いたしております。

次に、その下の5款保健事業費、1項特定健康診査等事業費でございますが、その主なものといたしまして、特定健診の受診率向上のための経費といたしまして、嘱託職員に対する報酬、24ページ、25ページをお願いいたします。臨時雇賃金等計上いたしております。また、19節負担金、補助及び交付金になりますが、国民健康保険加入者が人間ドッグを受診される際の助成として、2万円を上限として150名分300万円を計上いたしております。

次に、7款公債費で一時借入金利子として50万円を計上いたしております。28ページから31ページに給与費等明細書を添付いたしておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

続きまして、議案第8号、平成31年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

3ページをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計は県内で組織しております広域連合により運営をいたしておりまして、その規定に基づいた保険料率等で予算化をいたしております。平成31年度対馬市の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,456万7,000円とするものであります。第2項で、歳入歳

出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、4ページ及び5ページの第1表歳入歳出予算によるとするものであります。

歳入歳出予算の主な内容について御説明いたします。10ページ、11ページをお願いいたします。

まず歳入でございますが、1款1項後期高齢者医療保険料は、年金から天引きをいたしております特別徴収保険料と納付書や口座振替等で納付いただいております普通徴収保険料と合わせまして、2億1,187万3,000円を計上いたしております。

5款繰入金、1項一般会計繰入金は、1目事業費繰入金及び2目保険基盤安定繰入金を合わせまして、1億5,156万7,000円を計上いたしております。

7款諸収入、2項償還金及び還付加算金は、1項保険料還付金として後期高齢者医療広域連合より112万2,000円の受け入れを見込んでおります。

次に、歳出について御説明いたします。14ページ、15ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、2,844万1,000円を計上いたしております。主なものといたしましては、2節の職員給与のほか、19節の広域連合事務費負担金として1,500万3,000円、2款後期高齢者医療広域連合納付金は、保険基盤安定負担金及び保険料納付金として、3億3,490万円を計上いたしております。3款1項償還金及び還付加算金は、1目保険料還付金として112万2,000円、16ページ、17ページをお願いいたします。

4款1項1目予備費として、10万3,000円を計上いたしております。18ページから22ページに給与費明細書を添付いたしておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

続きまして、議案第9号、平成31年度対馬市介護保険特別会計予算について御説明いたします。

平成30年度の第4回定例会で廃止いたしました対馬市介護保険地域支援事業特別会計を平成31年度より介護保険特別会計予算に一本化いたしております。3ページをお願いいたします。

平成31年度対馬市の介護保険特別会計予算は次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で、歳出予算の総額は、歳出それぞれ39億6,806万1,000円とするものであります。第2項で、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、4ページ及び5ページの第1表歳入歳出予算によるとするものであります。

歳入歳出予算の主な内容について御説明いたします。

まず歳入でございますが、8ページ、9ページをお願いいたします。

1款保険料、1項介護保険料は、第1号被保険者に係る特別徴収保険料及び普通徴収保険料等6億5,989万9,000円を計上いたしております。

3款国庫支出金、1項国庫負担金は、介護給付費に係る国庫負担金6億2,011万円を、2項国庫補助金は、調整交付金及び地域支援事業交付金として3億8,860万5,000円、4款1項支払金額交付金は、第2号被保険者に係る保険料で、支払基金からの介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金と合わせまして、10億305万7,000円を計上いたしております。

10ページ、11ページをお願いします。5款県支出金、1項県負担金は、1目介護給付費負担金5億2,789万9,000円、2項県補助金は、4目介護予防及び5目包括的支援事業等に係る地域支援事業交付金として、4,400万2,000円を計上いたしております。

7款繰入金、1項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金として、職員給与等繰入金のほか、4節の低所得者保険料軽減負担繰入金など合わせまして、6億969万1,000円を、2項基金繰入金は、介護給付費準備基金繰入金として7,969万2,000円を計上いたしております。

12ページ、13ページをお願いいたします。

9款諸収入、2項サービス事業収入は、介護予防支援事業収入として介護予防サービス計画費ほか、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費など3,496万2,000円を計上いたしております。

次に、歳出について御説明いたします。14ページ、15ページをお願いします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、職員給与等の人件費、一般事務費など6,668万6,000円を計上いたしております。3項1目介護認定審査会費は、委員の報酬、意見書作成委託料など2,649万7,000円を計上いたしております。16ページ、17ページの2目認定調査等費は、認定調査委託料など1,606万6,000円を計上いたしております。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費は、主に居宅介護サービス給付費負担金などでございまして、この種目の中には、福祉用具購入費及び住宅改修費等も含まれており、合わせまして30億8,681万6,000円を、2項1目介護予防サービス給付費は9,540万8,000円を計上いたしております。

18ページ、19ページをお願いいたします。

3項その他諸費は、1目審査支払手数料として463万5,000円、4項高額介護サービス等費は7,456万円、5項高額医療合算介護サービス費は828万4,000円、6項特定入所者介護サービス等費は2億6,265万円を計上いたしております。

20ページ、21ページをお願いいたします。

6款諸支出金は、1項償還金及び還付加算金として過年度分保険料払戻金など、85万7,000円を計上いたしております。

次に、その下の8款地域支援事業費でございますが、前年度予算額はほぼゼロ円となっております。

ますが、これは、介護保険地域支援事業特別会計を廃止し、新たに8款として地域支援事業費が新設したことによるものでございます。

1項介護予防・生活支援サービス事業費として、13節委託料で、短期集中型サービス委託料120万円、19節負担金、補助及び交付金は、介護予防生活支援事業サービス対象事業が訪問サービス、通所サービスほか通常介護サービスのみの利用の場合について対象となりますので、16ページの2款2項1目介護予防サービス給付費と切り分けておまして、高額介護予防サービス負担金と合わせまして1億6,710万円を計上いたしております。

2項1目一般介護予防事業費は、介護予防教室の経費やケーブルテレビを利用した健康体操の放送委託料、介護予防団体助成金など898万7,000円を計上いたしております。

3項1目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、職員及び嘱託員の人件費ほか、22ページ、23ページお願いします。13節委託料の生活支援コーディネーター事業委託料、19節対馬市社会福祉協議会出向職員4名分の給料など、派遣職員給与等負担金、認知症ケア向上研修助成金など、合わせて1億2,544万7,000円を計上いたしております。同じく2目任意事業費は、講師謝礼として認知症高齢者家族の集い講師謝礼、24ページ、25ページをお願いします。権利擁護のための成年後見人制度報酬助成金など合わせて251万7,000円を計上いたしております。4項その他諸費は、1目審査支払手数料、2目介護予防サービス計画策定委託料合わせて2,008万2,000円を計上いたしております。

同じく24ページの上段になりますが、包括的支援等事業費及び最後の行の介護予防等事業費は、廃止いたしました介護保険地域支援事業特別会計への操出金でございましたので、廃目といたしております。

26ページから32ページに給料明細書を添付いたしておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上で、議案第7号から第9号までの説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。これから4件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

日程第5. 議案第10号

○議長（小川 廣康君） 日程第5、議案第10号、平成31年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。中対馬振興部長、平山祝詞君。

○中対馬振興部長（平山 祝詞君） ただいま議題となりました議案第10号、平成31年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算について御説明を申し上げます。予算書の3ページをお願いいたします。

平成31年度対馬市の旅客定期航路事業特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,042万3,000円とするものでございます。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、4ページ及び5ページの第1表歳入歳出予算によるものとするものでございます。

歳入について御説明申し上げます。8ページ及び9ページをお願いいたします。

1款事業収入、1項事業収入の294万4,000円は、旅客運賃及び貨物運賃を計上いたしております。

2款国庫支出金、1項国庫補助金の1,919万9,000円は、赤字航路事業に対する国の補助金でございます。

3款県支出金、1項県補助金の479万9,000円は、赤字航路事業に対する県補助金でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金の1,338万円は、一般会計からの繰入金でございます。

5款財産収入、1項財産運用収入は、基金利子1,000円。

6款繰越金、1項繰越金は、前年度繰越金10万円を計上いたしております。

次に、歳出について御説明を申し上げます。10ページ及び11ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費の2,372万7,000円は、職員、船員等の人件費及び旅費並びに日本旅客船協会等の負担金を計上いたしております。

10ページ及び11ページとあわせて12ページ及び13ページもお願いいたします。

2款施設費、1項施設費の1,047万9,000円は、渡海船運航に必要な燃料費、修繕料及び渡海船利用者陸上交通運行委託料が主なものでございます。その他に船員の研修旅費、傷害保険料及び船舶保険料等を計上いたしております。

3款公債費、1項公債費の611万7,000円は、長板浦待合所建設及び渡海船建造に係る交通事業債の償還金元金、利子でございます。

また、4款に予備費として10万円を計上いたしております。

14ページから20ページには給与費明細書を、21ページには地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を添付いたしておりますので、御参照くださいますようお願いをいたします。

以上、簡単でございますが、御説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますよう

お願いいたします。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

日程第6. 議案第11号

日程第7. 議案第12号

○議長（小川 廣康君） 日程第6、議案第11号、平成31年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算及び日程第7、議案第12号、平成31年度対馬市水道事業会計予算の2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道局長、大浦展裕君。

○水道局長（大浦 展裕君） ただいま一括議題となりました議案第11号及び議案第12号につきましては水道局所管の議案でございますので、続けて御説明申し上げます。

まず、議案第11号、平成31年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算について御説明申し上げます。予算書3ページをお願いいたします。

平成31年度対馬市の集落排水処理施設特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,338万5,000円とするものでございます。第2項で、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、4ページ及び5ページの第1表歳入歳出予算によるものとするものでございます。

次に、予算の概要について御説明いたします。歳入について御説明いたします。8ページ、9ページをお願いいたします。

1款使用料及び手数料、1項使用料269万4,000円は、下水道使用料。

3款繰入金、1項他会計繰入金2,062万円は、一般会計からの繰入金。

4款繰越金、1項繰越金1,000円は、前年度繰越金。

5款諸収入、1項雑入7万円は、下水道加入金でございます。

歳出について御説明いたします。10ページ、11ページをお願いいたします。

1款下水道事業費、1項下水道管理費、1目一般管理費13万5,000円は、主に下水道使用水量の検針及び集金委託料でございます。2目施設管理費767万9,000円は、集落排水処理施設の維持管理経費でございます。

2款公債費、1項公債費1,557万1,000円は、地方債償還金の元金、及び利子を計上しております。

なお、12ページに地方債に関する調書を掲載しておりますので、御参照願います。

以上が、議案第11号、平成31年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算の概要でございます。

続きまして、議案第12号、平成31年度対馬市水道事業会計予算について御説明申し上げます。予算書3ページをお願いいたします。

第1条で、平成31年度対馬市水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものがございます。第2条で、業務の予定量は、給水戸数を1万5,844戸、年間総配水量を451万3,505立方メートル、1日平均給水量を1万2,440立方メートルとするものがございます。

主な建設改良事業は4億1,597万3,000円で、その内容は施設整備事業等で1億5,608万円、中央地区簡易水道及び三根地区簡易水道基幹改良事業の2億5,989万3,000円を予定しております。なお、簡易水道基幹改良事業につきましては、別冊の当初予算参考資料53ページにその概要を掲載しております。

第3条で、収益的収入の予定額を、第1款水道事業収益11億8,721万7,000円、収益的支出の予定額を、第1款水道事業費用10億3,495万5,000円と定めるものがございます。

第4条で、資本的収入の予定額を、第1款資本的収入2億9,753万3,000円、資本的支出の予定額を、第1款資本的支出7億375万6,000円と定めるものがございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億622万3,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額2,027万9,000円、当年度分損益勘定留保資金2億1,932万4,000円、減債基金積立金4,158万円、建設改良積立金1億2,504万円で補てんするものがございます。

4ページをお願いいたします。

第5条で、企業債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について定め、第6条で、一時借入金の限度額を5億円と定め、第7条で、予定支出の各項の経費の流用について定め、第8条で、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定め、第9条で、他会計繰入金の額を定め、第10条で、たな卸資産の購入限度額を1,000万円と定めるものがございます。

以上、地方公営企業法第24条第2項の規定により提案するものがございます。

5ページから予算に関する説明書、25ページから参考資料として予算附属資料を添付しております。

以上、簡単でございますが、議案第11号、平成31年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算及び議案第12号、平成31年度対馬市水道事業会計予算の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。これから2件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

議案第6号から議案第12号までの7件は、配布しております議案審査付託表のとおり所管の常任委員会に付託をいたします。

日程第8. 議案第13号

日程第9. 議案第14号

日程第10. 議案第15号

日程第11. 議案第16号

○議長（小川 廣康君） 日程第8、議案第13号、対馬市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例から、日程第11、議案第16号、対馬市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例までの4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、有江正光君。

○総務部長（有江 正光君） ただいま議題となりました議案第13号、対馬市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、その提案理由と内容について御説明申し上げます。

新旧対照表2ページをごらんください。同条例第9条は正規の勤務時間以外の時間における勤務について定めているものでありますが、昨年7月交付されました働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律において、時間外労働の上限規制などが導入されることとなり、平成31年4月1日から施行されます。これに伴い、国家公務員においても超過勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定めることとされております。ついては、本市においても同様の取り扱いとするため、条例第9条第2項の次に、前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定めると、これを第3項として追加するものです。

以上、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 福祉保険部長、松本政美君。

○福祉保険部長（松本 政美君） ただいま一括議題となりました議案第14号につきましては、福祉保険部所管でございますので、その提案理由について御説明申し上げます。

議案第14号、対馬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一

部を改正する条例。議案書は5ページを、新旧対照表は3ページをお開きください。

この条例は、対馬市の放課後児童健全育成事業、学童保育を実施する上で、その設備及び運営の基準を定める条例でございます。

今回の改正は、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の政令等に関する省令に基づき、その主なものは、専門職大学が平成31年4月から制度化されることに伴い、改正対象の資格要件に専門職大学に係るものを追加する等の所要の改正でございます。

第11条第3項第5号で、卒業した者の次に当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含むと加えております。

なお、附則で、この条例は平成31年4月1日から施行するといたしております。

以上で説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 建設部長、小島和美君。

○建設部長（小島 和美君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第15号、対馬市港湾施設管理条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容につきまして御説明申し上げます。議案書の7ページをお願いいたします。

本条例は、厳原港土地利用計画の変更に伴い、港湾施設用地を追加する必要が生じたため、改正するものでございます。

改正の主な内容でございますが、第2条に厳原港湾関連用地及び厳原港湾緑地を追加し、第9条に消費税に関する規定を追加しております。あわせて、施設使用料を長崎県港湾管理条例に準じ、別表のとおり改正するものでございます。改正内容につきましては、新旧対照表の4ページから8ページに添付しておりますので、御参照ください。

なお、附則としまして、施行日を平成31年4月1日としております。

以上、簡単でございますが、議案第15号の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 水道局長、大浦展裕君。

○水道局長（大浦 展裕君） 一括議題となりました議案のうち、議案第16号、対馬市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例は、水道局所管の議案でございますので、提案理由とその内容について御説明申し上げます。議案書は11ページをお願いいたします。

学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）及び技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第45号）が平成31年4月1日から施行されることに伴い、水道法施行令及び水道法施行規則が改正されたため、本条例に規定する布設工事監督者及び水道技術管理者の資格について所要の改正を行うものでございます。

布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件といたしまして、短期大学を卒業した者を含む大学等卒業者の規定があり、学校教育法の一部を改正する法律において、専門職大学及び専門職短期大学が制度化され、専門職大学の前期課程を修了した者は、短期大学を卒業した者に相当することとなるため、大学等卒業者に専門職大学の前期課程修了者が含まれることとされ、条例上その旨を明記するものであります。また、技術士法施行規則の一部を改正する省令においては、技術士試験の第二次試験について、現行20部門96科目の選択科目を20部門69科目に見直すこととされ、上下水道部門についても選択科目の水道環境が上水道及び工業用水道に統合され、削除されることとなるため、布設工事監督者の資格の見直しを行うものであります。

改正の主な内容については、新旧対照表の9ページから11ページをお願いいたします。

第3条第3号、第4条第2号及び同条第4号において、専門職大学の制度化に係る改正を、また、第3条第8号において、技術士試験の見直しに係る改正を行おうとするものでございます。

なお、附則で、この条例の施行期日を平成31年4月1日としております。

以上、簡単ではございますが、議案第16号の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。まず、議案第13号について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 次に、議案第14号について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 次に、議案第15号について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 次に、議案第16号について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております4件は、委員会への付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。4件は、委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

これから4件について、各案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第13号、対馬市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号、対馬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号、対馬市港湾施設管理条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号、対馬市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。再開を11時5分からとします。

午前10時51分休憩

.....
午前11時04分再開

○議長（小川 廣康君） 再開します。

日程第12. 議案第17号

日程第13. 議案第18号

日程第14. 議案第19号

○議長（小川 廣康君） 日程第12、議案第17号、対馬市選挙公報の発行に関する条例から日程第14、議案第19号、対馬市教育支援センター設置条例までの3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。選挙管理委員会書記長、松井恵夫君。

○選挙管理委員会書記長（松井 恵夫君） ただいま議題となりました議案第17号、対馬市選挙公報の発行に関する条例について、その提案理由と内容について御説明申し上げます。議案書13ページをお願いいたします。

本条例は、公職選挙法第172条の2の規定により、対馬市議会議員選挙及び対馬市長選挙において、選挙公報を発行し、有権者が候補者の氏名、経歴、政見、写真等について知る機会の拡充を図るため、新たに条例を制定しようとするものでございます。

その内容につきましては、第1条で趣旨を、第2条で内容と発行回数を、第3条で掲載文の申請を、第4条で選挙公報の発行手続を、第5条で選挙公報の配布に係る規定を定めております。配布につきましては、選挙期日の前日までに配布することとしております。

なお、附則で、施行日を平成31年4月1日からと定めており、来年2020年3月27日任期満了の対馬市長選挙からを予定しております。

以上、簡単ではございますが提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 教育部長、須川善美君。

○教育部長（須川 善美君） 一括議題となりました議案のうち、議案第18号及び議案第19号は教育委員会所管の議案でございますので、続けて提案理由と内容を御説明をさせていただきます。

まず、議案第18号、対馬市奨学資金基金条例についてでございますけれども、議案集の15ページをお願いいたします。今回の対馬市奨学資金基金条例の制定につきましては、これまで、旧美津島町の名誉町民、酒井豊氏からの寄附金を原資とした対馬市酒井豊育英基金貸付基金を設置し、経済的理由により、就学が困難な学生を対象に30名の奨学生に奨学金の貸与を行ってまいりました。平成29年度には貸与対象の拡大、予約申し込みの制度の新設、返還期間の延長等、条例及び規則の改正を行い、有効に活用しやすい奨学金制度の見直しを図ってきたところでございます。今回、対馬市酒井豊育英基金貸付基金条例を廃止し、同基金の趣旨を引き継ぐとともに、奨学金貸与対象の拡大、返還免除型の奨学金制度を新たに加えた対馬市奨学資金基金条例を制定するため、提案するものでございます。この新たな基金条例を制定するに当たりまし

ては、故酒井豊氏の御家族にも御相談申し上げ、酒井豊育英資金貸付基金を新設する対馬市奨学資金基金に積み増しすることについて、有効に活用していただきたいと、快く御承諾をいただいているところでございます。

第1条では、設置の目的といたしまして、経済的な理由により就学が困難な者に対し、学資を貸与し、優位な人材の育成を図るとともに、本市への定住を促進することにより、地域の活性化を図るため、対馬市奨学資金基金を設置すると定めております。

第2条では、基金の額は1億円以上とし、必要があるときは一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、基金に追加して積み立てをすることができるものと定め、貸与できる対象者の枠がふえることとなります。

第3条では基金の管理、第4条では運用益金について定め、第5条では奨学生の資格について定め、第2号アにおきまして、酒井豊育英資金貸付基金では対象としていなかった対馬市内の高等学校に進学する際も対象となるように定めております。

16ページをお願いいたします。

第6条では、奨学金の額を定め、第1号の市内の高等学校に進学する場合については、県育英会の奨学金にならい、2万3,000円以内とし、第2号の対象者については、酒井豊育英資金貸付資金と同額の5万円と定めております。

第7条では、貸与の条件を定め、第8条では貸与の申し込みについては規則で定めることとしております。

第9条では、基金の円滑な運用を図るため、運営委員会を置くと定め、17ページをお願いいたします。

第10条では、奨学金の返還について定め、第1号では、第6条第1号、高等学校による奨学金の貸与を受けた者については5年、第6条第2号、大学等による奨学金の貸与を受けた者については、10年、第3号については、高等学校、大学、両方の貸し付けを受けた者については、15年と定めております。なお、第2項では、奨学生として該当した場合の返還について定めております。

第11条では、奨学金の返還猶予について定め、第1項では、高等学校から大学等の上級学校に進学したときや、奨学生が疾病その他の理由により奨学金の返還が困難である場合、第2項では、奨学生であった者が対馬に帰り、5年以上居住する意思があり、就業しているときは返還を猶予することができることとしていますが、第1号から第4号に該当する場合は、この限りでないとして定めています。

18ページをお願いいたします。第12条では、奨学金の返還免除について定め、第1項では、死亡や疾病等により、返還が困難となったとき、第2項では、定住による地域活性化を図るため、

第11条第2項の規定により、返還を猶予された者が奨学金の貸与期間満了後対馬市内に5年以上居住し、就業していることが確認できたときは、返還を免除することができるものと定めております。

13条では、委任について定めております。

なお、附則第1項におきまして、条例の施行期日を平成31年4月1日からとし、第2項で、対馬市酒井豊育英資金貸付条例は廃止すると定め、第3項でこの条例の施行の日の前日において、前項の規定による廃止前の対馬市酒井豊育英資金貸付基金条例の規定に基づく基金に属する財産は、施行日においてこの条例に基づく基金に属するものと経過措置を定めております。第4項で、施行日の前日までに旧条例の規定により奨学金の貸与を受けている者に対する奨学金の額については、第6条の規定にかかわらず、旧条例の例によることとし、第5項で施行日の前日までに旧条例の規定によりなされた処分、手続、その他の行為はそれぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなすと定めております。

次に、議案第19号、対馬市教育支援センター設置条例についてでございますけども、議案集は21ページをお願いいたします。

対馬市教育支援センター設置条例の制定につきましては、現在、対馬市では、長期間学校に登校できない児童、生徒や社会に適応できない青少年に対し、民間の有志によって運営されるフリースペースみちしるべにおいて個々の状況に応じた適切な相談や指導、援助をいただいております。平成16年度に開設以来、不登校の子どもたちの居場所として重要な役割を果たしていただいております。教育委員会との連携は、平成22年度からで、この年から適応指導教室として位置づけ、児童生徒が学校への復帰を目的として利用する場合は出席扱いとしており、定期的に教育委員会担当者が運営委員会に出席するなどして、情報交換も行ってまいりました。議員の皆様も御承知のとおり、現在フリースペースみちしるべは、主に補助金により運営されていますが、組織運営が厳しい状況になってきたこと、また平成28年12月に施行された義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律においても不登校児童生徒が在籍する学校への支援や学習支援を行う教育施設の整備等が国や地方公共団体の努力義務となっております。これらの状況を踏まえ、平成31年度から公的な施設として教育支援センターを設置するため、提案させていただくものでございます。

第1条では、設置の目的として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき、学校生活に適応できない不登校の状態、またはその傾向にある児童生徒に対して学校適応、学校復帰を目指した適切な指導支援を行うために、対馬市教育支援センターを設置すると定めております。

第2条では、現在まで御苦労されながら運営されてきましたみちしるべの名前と場所を引き継

がせていただき、名称を対馬市教育支援センターみちしるべとし、位置を対馬市巖原町日吉338番地1と定めております。

第3条では、教育委員会が管理を行うこととし、第4条において、センターが行う事業を定め、第5条ではセンターの職員について、センター長と指導員を置くことを定めております。

第6条では、委任として、この条例の施行に関し、必要な事項は教育委員会規則で定めるとしてあります。

なお、附則で施行期日を平成31年4月1日としてあります。

以上で、提案理由の御説明を終わらせていただきます。御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。これから各案ごとに質疑を行います。まず、議案第17号、対馬市選挙公報の発行に関する条例について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 次に、議案第18号、対馬市奨学資金基金条例について質疑はありませんか。5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） 幾つか確認をしたいと思います。まず、16ページ、第5条の規定の中の（2）のエです。大韓民国の大学校という規定がございます。これは酒井豊奨学金のときにも申し上げたんですけど、韓国の大学の呼称は、大学校というのが日本でいう大学に該当するわけです。それで、韓国のいわゆる日本でいう専門学校とか、短大とか、こういうところに進学する子どもたちも想定がされるわけですけども、この場合の取り扱いは、どう考えてあるかというのが1点です。

それから、同じく5条の（4）の貸与の条件に当たる部分、その中の品行方正、学業優秀でかつ健康であることというのがございますが、この中の特に学業優秀というのは、何か規則あたり、あるいは取扱要綱あたりで定めてあるのか、あるいはこれから定めるのか、その場合は、いろいろな日本育英会とか、県の奨学金とかございますね。そのあたりとの基準との照らし合わせ等でのあたりのラインを考えてあるのか。

同じく（5）の経済的理由により就学が困難であるという項目がございますけど、このことについても、今回の奨学金は、いわゆる返還免除等も含んでいますので、いわゆる公費でそういう制度を起こすわけですから、このあたりの設定はさっきの（4）と同じようにどのあたりの基準を想定してあるのかということをお尋ねしたいと思います。

それから、もう1点はこの奨学金の中に酒井豊奨学金のほうは吸収して廃止するということがございますけども、今部長から説明があったように、酒井豊奨学金で恩恵を受けた方、結構いらっしゃるんですよ。そういうことに対しての敬意を表するという意味では、この奨学金の名称あ

なりに酒井豊というフルネームでなくても、何か、豊ということをとって、「対馬の豊かな人材を育てる奨学資金」とか、あるいは「若者を豊かにする奨学資金」とか、何かそのあたりで酒井豊氏の功績を取り入れ、それから、また奨学金の一部に組み込むということであれば、そのあたりの敬意の表し方はないのかなというのを私は感じとしては持っていますけども、そのあたりについては検討されたのかどうか、その点をお尋ねしたいと思います。

それから、1億円の基金を積むわけですけども、結構希望者があった場合、1年間にそれぞれどれくらい高校生、大学生に貸与する予定なのか、そのあたりももしお考えがあれば、お聞かせ願えれば、また委員会では多分詳しく審議されると思いますけど、委員会に属していない私たちにとっても、そのあたりをお聞かせ願えればと思います。

以上です。

○議長（小川 廣康君） 教育部長、須川善美君。

○教育部長（須川 善美君） まず第1点目の大韓民国の大学についての取り扱いの件についてですけども、現在の基金では、先ほど議員おっしゃったように、4年制の大学を検討いたしておるところでございます。専門大学とか短期大学等もあろうかと思えます。その分に関しては、今後、できた場合に、運営委員会を設置いたしますので、その中で、検討していくなどの方策がとればと思っております。

それと、2件目の貸与の条件になりますけれども、ほとんどが県の育英基金のほうとそう大差はありませんけども、現在設定しておりますのが、学力の基準として、県の育英会のほうでは、5段階評価で平均3.0以上というふうになっております。今度対馬市のほうで基金を設置する場合に高等学校のほうで全履修科目の平均値が大体3.0以上ということで考えております。

それと、大学のほうでは、5段階評価で県のほうが平均3.5以上ということになっております。市の方で今回の分で大学等についても全履修科目の平均値が3.5以上というふうな考え方を持っております。

それと、3点目の経済的な理由、基準の想定その分に関して、収入的なものに関しますと、今までの酒井豊基金で取り扱ってございました市県民税が40万円以下ということで、収入にいたしますと、4人世帯で800万円以下程度になろうかと思っております。県の育英会のほうで申し上げますと、大学等の場合に収入で747万円以下というのが大体決まっているみたいであります。若干高くなります。それと、酒井豊氏に対するこの基金の名称等につきましても、条例制定委員会等で決定をされておまして、この豊という名前については、現在のところは条例の中に含まれていない状況でございます。酒井さんの自宅に説明に行った際にも十分周知はされているということで酒井豊という基金はなくなりますということは御連絡を申し上げて、御承諾を快くいただいているところであります。御了解をお願いいたしたいと思います。

それと、基金に対する1年間の借り入れの人数といたしますか、一応教育委員会サイドとしましては大体5名から10名程度の借り入れが、申し込みがあればと思っております。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） 細部については、また委員会でも多分資料を示されるでしょうし、そのあたりはまた運営委員会も設置されるということですから、十分市民に周知できるような方策はとられるものと思っております。

それから、酒井豊氏に対してのことは、それは、私個人的な感想なんですけれども、今後そういうことを含んで何か運営委員会等で検討されて、また条例の中に組み込めるようなことがあればということで申し上げたんですけれども、委員会のお考えはお聞きしました。

それから、ちょっと先ほど尋ねなかったんですけれども、5年間居住しというので免除ということですが、このあたりについては、全国的に、あるいは県下でやっぱり免除している、そういう奨学金があると思うんですが、そのあたりの照らし合わせは今回なされましたか。5年間という期限で免除されるということについては、そのあたりの情報はいかがですか。

○議長（小川 廣康君） 教育部長、須川善美君。

○教育部長（須川 善美君） 濟いませぬ。他市町の分は情報としてはちょっと持っておりませぬ。

○議長（小川 廣康君） 5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） そのあたりはまた実際に運用される中で、全国的な傾向とか、あるいはそういう情勢を見ながら、変更も可能かと思うんですけれども、やはり公費を入れてやるわけですから、大学の4年間の月5万というのは結構大きなお金になってきますので、対馬に貢献するという意味では、趣旨、十分わかりますので、そのあたりはまた運用しながら検討していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小川 廣康君） ほかに。9番、黒田昭雄君。

○議員（9番 黒田 昭雄君） まず、冒頭ですけれども、酒井豊基金におきましては、10人弱の方、借りている人、また返している人がおられますけれども、健全に運営されているようでございます。お名前がなくなりますので、今までの御貢献に感謝を申し上げたいと思います。先ほどの小島議員とかぶる点がありましたので、1点だけ伺いたいと思いますけれども、今回、基金が1億円ということで、財源のほうは半分はふるさと納税のほうから、半分は一般財源ということ、は、広く市民の方から、または対馬のふるさとの対馬を考えていらっしゃる方の助けによってこの基金がつくられて、各借りられる学生さん方が、自分への投資ということで、この基金がしっかり運用されていくことを望むわけでありましてけれども、そこで、先ほど市民の方が半分、ある意

味ふるさと納税、島外の方が半分ということで、県のほうは、実は企業のほう、そういった基金の募集も行っているようでございます。いざ企業に勤めた場合、そのあたり、企業から基金に対する投資を求めていくと、私は将来働いていく上におきまして、その学生さんが返していく、そういう苦しいときに対しましても、非常にその社長さんが基金に対する投資者であれば、ものすごく協力的であろうと私は考えております。といいますのも、今はちょっと経済的にいいですけども、国の奨学金制度におきまして、かなりの率で滞納者がおられます。そういった意味でも、基金に対して、企業から広く求めるお考えはなかったのか、お伺いいたします。

○議長（小川 廣康君） 教育部長、須川善美君。

○教育部長（須川 善美君） この基金条例が今回31年の4月1日から施行させていただきたいということで、企業からの基金を広く求める等のことにつきましては、また今後の検討課題とさせていただきますと思います。よろしく申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 9番、黒田昭雄君。

○議員（9番 黒田 昭雄君） そちら辺は、県と連携をしながら、今の状況も確認しながら、ぜひ進めていただきたいと思います。

最後に、この条例の中にこれは酒井豊基金もありましたけれども、5条の（3）に他からの奨学金を受けていない者という、これは代表的なものでいえば、日本学生支援機構の奨学金です。それと、あまり知られていない、日本政策金融公庫の国の教育ローンです。またその社協がします福祉的資金の貸し付け、そちら辺の分をまた今子どもが少なくなっているという関係上、学校独自もしておりますし、子どもさんが島外に行った場合には、自治体におきまして、かなり、どこでもやっておりますので、ぜひ、今後、そういったこの基金の貸し付けに対する相談をされる方のスキルといたしましては、この条例だけをもってはねられるとか、受け入れとか、そういう対応ではなくて、国の支援制度、そして社会情勢の全ての支援制度をよく研鑽しながら、学生に有意なそういういい制度を勧奨できるような、そういうことをやってもらいたいと思います。これは答弁要りません。よろしく申し上げます。

○議長（小川 廣康君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） それでは、次に、議案第19号、対馬市教育支援センター設置条例について質疑はありませんか。5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） 本条例については、部長から説明があったように、いわゆる学校生活に適應できない生徒、あるいは復帰を願う子どもたち、そういうために行政が責任を持って、法の趣旨にのっとり、センターを設置されるということは大いに評価をしたいと思います。私も一般質問で2回ほど取り上げさせていただいたんですけど、その折には、やはり民間の活動を

一生懸命今までみちしるべの方々頑張っていたんですけども、やはり人的に、それから予算的にも苦しい面があったということを教育長も理解された上で今回こういう決断、設置を決められたということで、評価したいと思います。その中で、問題は、やはり組織をつくって動かすためには人と金が要ると思うんです。それで5条では、センターに次の職員を置くとあります。1がセンター長、2が指導員というのがあります。ここに、センター長というんですから、長は恐らく1人でしょうから、あと指導員にどういう人数の職員を想定してあるか、そして、また予算面では私が予算ちょっとめくった感じでは、管理運営費で145万ですか、それから、嘱託職員の報酬で180万余りの予算が組まれているようなんですけども、これで、この両方で運営されるのか、合わせてお尋ねをしたいと思います。

○議長（小川 廣康君） 教育部長、須川善美君。

○教育部長（須川 善美君） まず第1点目の指導員の関係になりますけども、これは規則のほうで定めておまして、職員の資格任用ということで、規則のほうで、指導員は教育職員免許法の免許状を有する者ということで、定めております。

それと、予算関係になりますけども、先ほど議員おっしゃったように、嘱託職員報酬187万程度です。それと需用費とか役務費、使用料含めまして、全体で330万円程度になろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） 細部については、多分委員会でまた詰めがあると思うんですけども、やはり要望しておきたいのは、人と金がないと動けない、特にやっぱり人を得て、ここに来る人だけを対象に待っていてもいけない面があると思うんですよ。多分訪問とかなんとかも学校とか家庭訪問とかも想定をされていると思うんです。その場合にやはり人が動かないと来るのを待つだけでは、今の対馬の状況というのは解決できないんじゃないかなと私は感じています。児童生徒の絶対数はずっと減り続けるんですけども、不登校あるいは不登校傾向の子ども数は減っていないように私、捉えています。ここ数年、これはみちしるべの方々、あるいは学校現場、それぞれ努力してあるんですけども、やはり何かやっぱりうまくいっていない面があったんだろうと思うんですよ。そのためには、ぜひこのセンターが設置されるのを機会に予算面、あるいは人的配置をこれは市長部局のほうにも十分御配慮いただくように要望して終わります。

○議長（小川 廣康君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま一括議題としております議案第17号から議案第19号までの3件は、配布しており

まず議案審査付託表のとおり総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第15. 議案第20号

○議長（小川 廣康君） 日程第15、議案第20号、新市建設計画の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。しまづくり推進部長、阿比留勝也君。

○しまづくり推進部長（阿比留勝也君） ただいま議題となりました議案第20号、新市建設計画の変更について、その提案理由と内容を御説明いたします。

この新市建設計画の変更につきましては、市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

議案書32ページをお願いいたします。別冊で新市建設計画の変更と新旧対照表を添付しております。

説明は資料の1ページと2ページに新市建設計画の変更について変更に係る概略を取りまとめておりますので、これにより説明させていただきます。この新市建設計画は、平成14年4月に対馬6町合併協議会において建設の基本方針や根幹となる事業に関する事項などを盛り込んだ計画を策定し、この計画に基づいて実施する公共事業は合併後10年間合併特例債を財源とすることができることとなりました。

さらに、平成25年の12月の定例会におきまして、変更の議決をいただき、5年間を延長し、平成30年までの15年間としておりました。今回の変更につきましては、平成30年の法改正が行われ、さらに5年間を延長できるようになったことに伴い、平成31年度以降において、合併特例債を財源とする事業を実施するため、建設の基本方針や根幹となる事業に関する事項、計画の期間などの変更が必要となったものでございます。

変更の手續につきましては、県との事前協議を終えておりますので、本議会の議決をお願いするものでございます。計画変更の方針でございますが、第2次対馬市総合計画との整合を図り、基本方針及び主要施策の基本方針については変更は行っておりません。

また、主な変更点は計画の期間を5年間延長して、平成30年度までを平成35年度までとし、主要施策における主要事業につきましては、博物館整備事業及び関連資料館建設事業やコミュニティナースの配置事業などを追加しております。また、財政計画につきましては、平成35年度までの歳入歳出の項目ごとに過去の実績をもとに策定しております。その他、国勢調査等による統計データ等の追加、修正を行っており、変更内容につきましては、軽微なものとなっております。なお、詳細につきましては、添付しております70ページからの新旧対照表を御確認いただきますようお願いいたします。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は、配布しております議案審査付託表のとおり総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第16. 同意第1号

○議長（小川 廣康君） 日程第16、同意第1号、対馬市教育長の任命についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） ただいま議題となりました同意第1号、対馬市教育長の任命について、その提案理由を御説明いたします。

現任の永留和博氏が平成31年4月30日をもちまして任期満了となりますので、引き続き教育長としてお願いするものでございます。

同氏につきましては、今さら申し述べるまでもなく、議員皆様も既に御承知のとおりでございます。平成28年5月から教育長として御活躍いただいております。本市の教育行政に対し、これまでの経験と実績を発揮していただくため、議会の同意を求めるとでございます。

なお、任期は2019年5月1日から2022年4月30日までの3年間となっております。御審議の上、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、これから採決します。

この採決は起立によって行います。同意第1号、対馬市教育長の任命について同意を求める件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川 廣康君） 起立多数です。同意第1号は同意することに決定をいたしました。

日程第17. 同意第2号

○議長（小川 廣康君） 日程第17、同意第2号、対馬市教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） ただいま議題となりました同意第2号、対馬市教育委員会委員の任命について、その提案理由を御説明いたします。

現任の齋藤豪氏が平成31年4月30日をもちまして任期満了となりますので、引き続き教育委員としてお願いするものでございます。

同氏につきましては、今さら申し述べるまでもなく、議員皆様も既に御承知のとおりでございます。平成29年1月から教育委員として御活躍いただいております。本市の教育行政に対し、これまでの経験と実績を発揮していただくため、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は2019年5月1日から2023年4月30日までの4年間となっております。

御審議の上、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、これから採決します。

同意第2号、対馬市教育委員会委員の任命について同意を求める件は、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。同意第2号は同意することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。再開を1時ちょうどからといたします。

午前11時51分休憩

午後1時00分再開

○議長（小川 廣康君） 再開します。

日程第18. 同意第3号

日程第19. 同意第4号

日程第20. 同意第5号

日程第21. 同意第6号

日程第22. 同意第7号

日程第23. 同意第8号

○議長（小川 廣康君） 日程第18、同意第3号から日程第23、同意第8号までの対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める6件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） ただいま議題となりました同意第3号から同意第8号までにつきましては、いずれも対馬市固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴う委員の選任についてでございますので、続けて提案の御説明をいたします。

同意第3号及び第5号から第8号の中島徹也氏、波田博利氏、永留秋廣氏、大石邦一氏、近藤義則氏の各氏につきましては、ともに再任をお願いするものでございます。

また、同意第4号の永瀬勝也氏につきましては、現委員の前川佐久美氏の任期満了に伴い、同氏の後任として適任と考え、選任するものでございます。

同氏は昭和49年から美津島町役場職員として勤務し、対馬市役所においては、税務課、教育委員会事務局南地区教育事務所長、会計課分室長などを歴任され、平成28年に退職されるまでの42年間、多岐にわたり卓越した手腕を発揮し、人望も厚く、広く信頼を寄せられている方でございます。

いずれの方におきましても、人格、識見とも申し分なく、固定資産評価審査委員会委員として適任と考え、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、任期は、2019年5月1日から2022年4月30日までの3年間となっております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。これから6件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。6件は、委員会への付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。6件は、委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

これから6件に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、これから各案ごとに採決します。

同意第3号、対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。同意第3号は同意することに決定をいたしました。

同意第4号、対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。同意第4号は同意することに決定をいたしました。

同意第5号、対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。同意第5号は同意することに決定をいたしました。

同意第6号、対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。同意第6号は同意することに決定をいたしました。

同意第7号、対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。同意第7号は同意することに決定をいたしました。

同意第8号、対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。同意第8号は同意することに決定をいたしました。

○議長（小川 廣康君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後1時06分散会
